

# 大規模火災に係る復旧・復興工事における 労働災害防止対策の徹底について

令和7年に大船渡市で発生した大規模火災に対し、一日も早く復旧・復興がなされるべく工事等が行われています。復旧・復興工事では、円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められますが、平常時とは作業環境や作業条件が異なり、危険有害要因も多くなることから、より一層の安全衛生対策が必要となります。つきましては、復旧・復興工事における労働災害を防止するため、以下のポイントについて確認いただき、必要な対策を講じていただきますようお願いいたします。

## ポイント1 自然災害被災地特有の作業環境

- ☑ がれきなどにより、足元が不安定である
- ☑ 倒壊をまぬがれた不安定な建物がある
- ☑ 建物の中に有害物が貯蔵されている可能性がある
- ☑ 石綿を含有した建材から粉じんが飛散する可能性がある
- ☑ 同じ場所で多くの建設機械が同時に稼働する
- ☑ 指揮系統の異なる多くの作業員が投入される
- ☑ 木材、ガラス、金属、コンクリート、岩石など様々な材質のがれきがある
- ☑ 処理すべきがれきの大きさが均等でない
- ☑ 飛来・落下の可能性のある物がある

## ポイント2 がれき処理作業における留意事項

- ☑ 適切な服装で作業を行う
  - ・長袖の作業着など肌の見えない服装で作業を行う。
  - ・ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用する。
  - ・防じんマスクやゴーグルは漏れがないよう着用する。
- ☑ 作業前の準備
  - ・作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受け作業を行う。
  - ・連絡体制を整備し、周りで作業を行っている人に危険が及ぶことがないように、情報共有をしっかりと行う。
  - ・がれき等を運搬するための経路を確保する。
- ☑ 作業中の留意事項
  - ・燃焼中のがれきには近づかない。燃焼後のがれきを片付ける際は防じんマスクを着用する。
  - ・不安定ながれきの上で作業しない。
  - ・倒れそうな建物には不用意に近づかない。また、作業中の重機には近づかない。
  - ・重量物を無理に一人で運ばない。
  - ・がれきをトラックに積む際は「積み過ぎ」に注意し、荷台への昇降は適切な昇降設備を使用する。
  - ・倒れた柱など長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意する。
  - ・汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があるため、勝手に立ち入らない。
  - ・薬品（液体）容器や、液漏れした機械を見つけた場合は作業責任者に連絡する。
  - ・傷を負った場合は、破傷風の危険があるため、速やかに消毒し、治療を受ける。



【出典】建災防 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業「安全衛生の手引き」

## ポイント3 解体・改修作業における石綿含有建材の取扱い

### ☑ 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いについて

→火災等の影響で石綿含有建材が使用されている建築物等が倒壊・損壊して外部に露出することにより石綿が飛散し、住民や復旧・復興工事作業者がばく露するおそれがあり、また、多数の被災建築物等の解体・改造・補修工事や大量の廃棄物処理が行われることから、適切な飛散防止措置が講じられない場合には、平常時以上に石綿の飛散・ばく露の可能性が高まることが懸念されます。つきましては、「[災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）](#)」（令和5年4月環境省水・大気環境局大気環境課。）に基づく対応をお願いします。

また、[建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル](#)」（令和3年3月厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課。以下「マニュアル」という。）も参照願います。

### ☑ 事前調査の実施等の徹底（石綿則第3条、第4条の2）

→被災建築物等の解体等工事を行うに先立ち、石綿等の使用の有無について事前調査を行う必要があります。特に、石綿等の使用の有無を目視、設計図書のみでは確認できない箇所については、分析により調査するか、石綿等が使用されているものとみなして適切な措置を講じた上で石綿の除去等の作業を行ってください。なお、事前調査は、建築物石綿含有調査者等、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものを行う必要があります。

※以下の工事は「石綿事前調査結果報告システム」から事前調査結果を報告する必要があります。

- ①解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体又は改修工事
- ④総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

### ☑ 届出の確実な提出について（安衛法第88条第3項、石綿則第5条）

→吹き付けられた石綿等（いわゆるレベル1）又は石綿含有保温材等（いわゆるレベル2）の除去、封じ込め、囲い込みの措置を講ずる場合は、建設工事計画届（建設業及び土石採取業に限る）又は作業届（建設業及び土石採取業以外の業種）を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

### ☑ 吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排気装置の維持管理の徹底等について

→吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去等作業における集じん・排気装置の保守点検については、マニュアル等を参考に、維持管理の徹底等を図ってください。

### ☑ 石綿含有成形板等又は石綿含有仕上げ塗材の除去等作業について

→石綿含有成形板等又は石綿含有仕上げ塗材の除去等作業においても、切断や破碎作業により石綿が飛散するおそれがあることから、マニュアル等を参考に、散水による湿潤化や手作業での取り外し等により石綿の飛散防止を図ってください。

### ☑ 有資格者による作業の実施の徹底

→石綿等取扱い作業は石綿作業主任者の直接指揮のもと、石綿使用建築物等解体等業務特別教育を修了した方が作業を行う必要があります。

### ☑ 作業計画、作業記録の作成

→適切な作業方法、飛散防止、ばく露防止対策等について計画を定め、当該計画に基づき作業を行ったことを記録する必要があります。

※詳細は下記の関連資料を参照してください。

[災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル](#)



[石綿総合情報ポータルサイト](#)



[建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル](#)



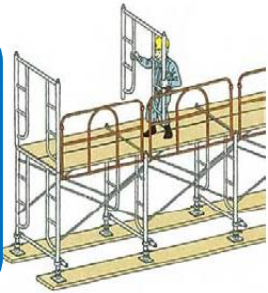


## ＜足場からの墜落防止措置のポイント＞

- ☑ 安衛則に基づく墜落防止措置を講じること
- ☑ 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用すること
- ☑ 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、墜落制止用器具の使用を徹底するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を実施すること
- ☑ 臨時に外した手すり等は、作業終了後、速やかに復旧すること
- ☑ 点検者を指名のうえ、日々の作業開始前や悪天候等及び足場の組立・変更等後の点検を確実に実施し、異常があれば直ちに補修すること  
また、点検記録を残すこと
- ☑ 新規入場者教育や朝礼等で、安衛則に基づく措置の必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めること
- ☑ 作業床の整理整頓に努めること
- ☑ 足場、機材管理、仮設備計画を作成し関係労働者へ周知すること

### ●手すり先行工法の採用

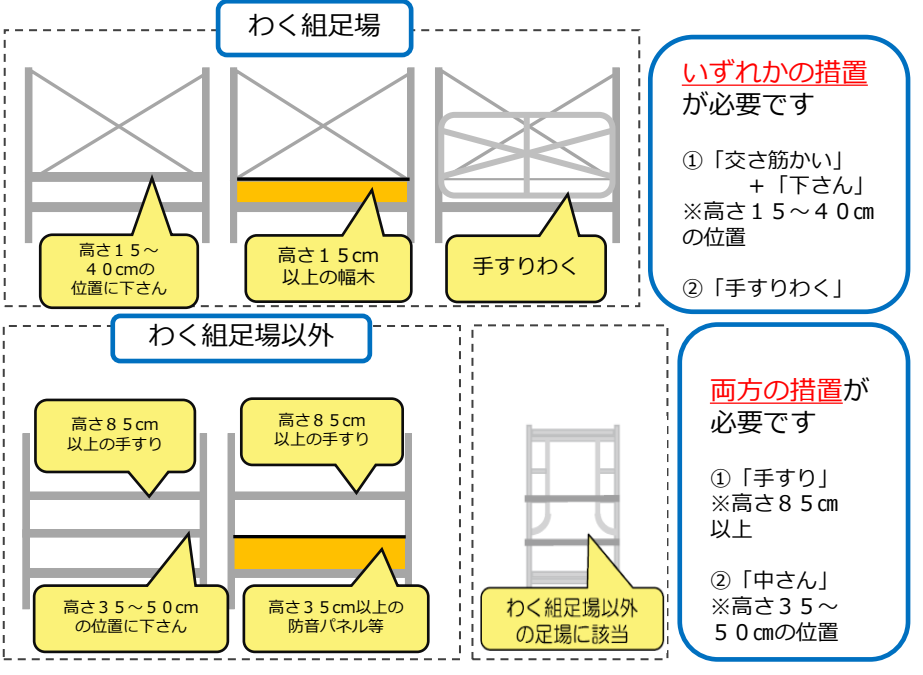
・足場の組立等の作業には、積極的に「**手すり先行工法**」を採用しましょう



### ●足場の点検の確実な実施

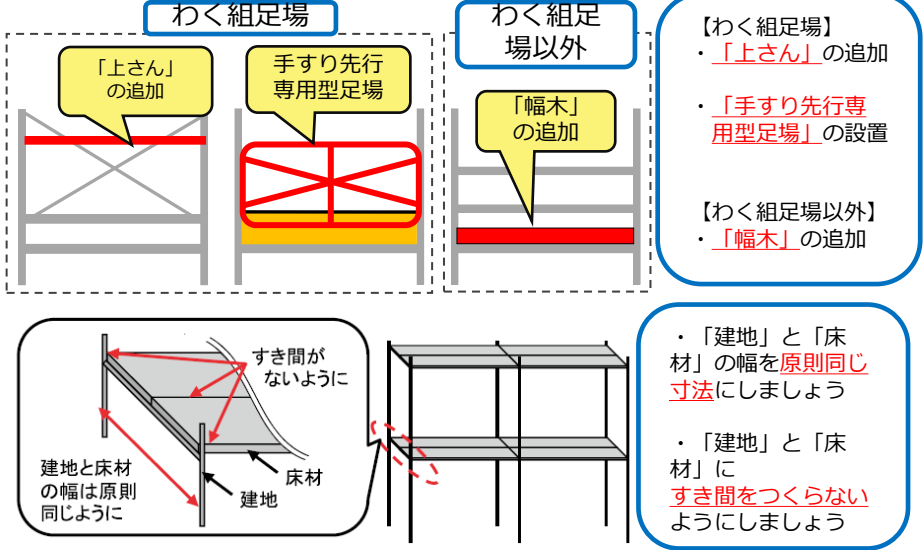
足場等の種類別点検チェックリスト ( ) 足場用一(注1)	
工事名( )	足場等点検チェックリスト
事業者名( )	工期( ) ~ ( ) (注2)
点検者氏名( )	( ) (注3)
点検日( )年( )月( )日	
点検実施理由(悪天候後、増設後、足場の組立後、一部解体後、変更後) (その他詳細)	( ) (注4)
足場等の用途、種類、積載( )	5
点検事項(注6)	点検の内容(注7)
1. 床材の損傷、取付け及び取換しの状態	足場の種類に応じた「 <b>チェックリスト</b> 」を活用
2. 建地、布、囲木	

## 安衛則に基づく墜落防止措置



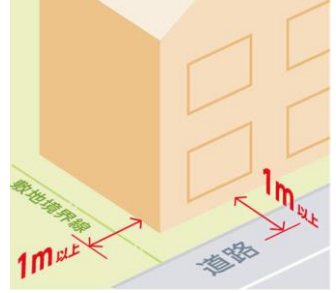
## 安衛則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等

### ●「より安全な措置」



・足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

→可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



【こちらのリーフレットもご覧ください】

### 手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正手すり先行工法に関するガイドラインの取組に向けて

改正のポイント

1. 手すり先行工法の実施要領の明確化
2. 足場の構造・設置の明確化
3. 点検記録の明確化

手すり先行工法の足場を使用しましょう (令和6年6月)

### 足場からの墜落防止措置が強化されます

足場からの墜落防止措置が強化されます (令和5年6月)

### 木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル

建設業労働災害防止協会

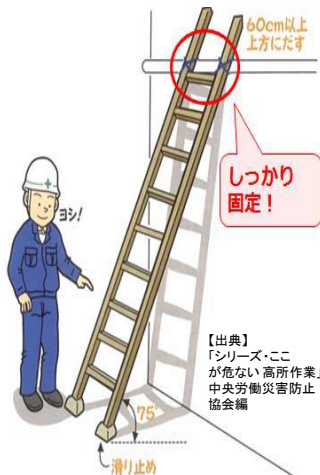
### 木造家屋等低層住宅建築工事 墜落防止標準マニュアル (令和6年3月)

## <はしご作業のポイント>

- ☑ はしごの上部・下部の固定状況を確認する
- ☑ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出させる
- ☑ はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ☑ はしごの踏みさんに明らかな傷みがないことを確認する
- ☑ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☑ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ☑ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ☑ (はしごをボルトで取付けている場合)ボルトが緩んだり腐食していないか確認する

## <脚立作業のポイント>

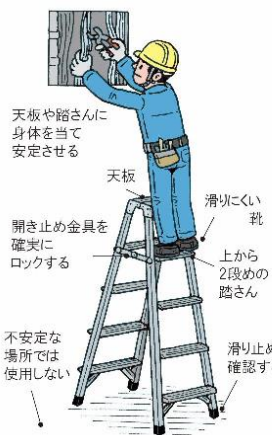
- ☑ 脚立は安定した場所に設置する
- ☑ 開き止め金具を確実にロックする
- ☑ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みがないことを確認する
- ☑ ヘルメットを着用し、あごひもをしめる
- ☑ 靴は脱げにくく、耐滑性のあるものを履く
- ☑ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☑ 天板上や天板をまたいで作業しない
- ☑ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
- ☑ 作業は頭の真上でしない
- ☑ 荷物を持って昇降しない



### 労働安全規則(第527条)

#### 移動はしご

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30cm以上
4. すべり止め装置の取付けその他転位防止を防止するために必要な措置



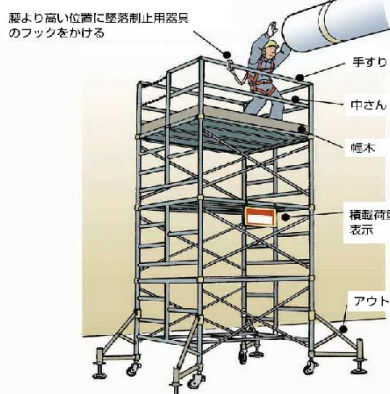
### 労働安全規則(第528条)

#### 脚立

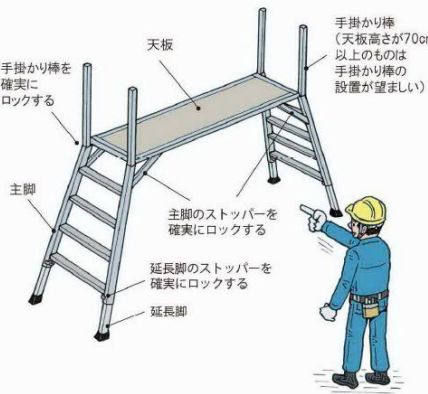
1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものには、角度を確実に保つための金具等を整える
4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

※ はしごや脚立を使用した作業について、**①使用自体を避けられないか、②ローリングタワー(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか**検討し、これらの対策が取れない場合に、はしごや脚立を使用するようにしてください。

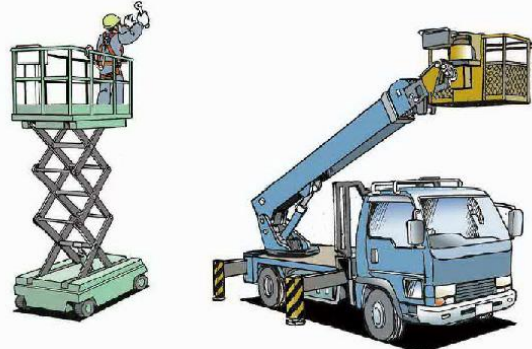
#### ローリングタワー



#### 可搬式作業台



#### 高所作業車



【こちらの関連リーフレットもご覧ください】

【出典】「厚生労働省 建設業に従事する外国人労働者向け教材」

**はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!**

はしごや脚立は、ご家庭でもよく使われる。建築・修繕の作業を容易に実施して作業効率を高めるのに欠かせない道具。しかし、高所作業の危険性、落下物の危険性は、作業現場だけでなく、ご家庭でも発生し得る。安全な作業を行うには、はしごや脚立の正しい使用方法を知ることが大切です。

**1** はしごや脚立は、必ず手すりや足場をしっかりと確保する。また、足場の確保は、足場の確保が完了してから作業を行う。足場の確保が完了したら、必ず足場の確保を確認する。

**2** 足場の確保は、足場の確保が完了してから作業を行う。足場の確保が完了したら、必ず足場の確保を確認する。

**3** はしごや脚立を使用する際は、高所(手すりや足場)での作業で、足場の確保が完了してから作業を行う。足場の確保が完了したら、必ず足場の確保を確認する。

【はしご等】に関する法規 (関係法令)

労働安全規則(第527条) 移動はしごの構造等

労働安全規則(第528条) 脚立の構造等

労働安全規則(第529条) 脚立の設置等

労働安全規則(第530条) 脚立の使用等

労働安全規則(第531条) 脚立の取付け等

労働安全規則(第532条) 脚立の取付け等

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!



**はしごを使う前に**

はしごを使用する際は、作業前チェックリストを確認し、作業現場での安全な作業を行うことが大切です。

**作業前(10)のチェック!**

(作業前チェックリスト)

年月日	天気(晴・曇・雨・雪)	確認担当者
現場名	確認担当者	

現場名 確認担当者

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ はしごを安定した場所に設置している
- ☐ 開き止め金具を確実にロックしている
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑り止めの性能を確認している
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている

【作業現場での注意事項】

1. 作業現場での注意事項
2. 作業現場での注意事項
3. 作業現場での注意事項
4. 作業現場での注意事項

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

はしご・脚立作業チェックリスト



**脚立を使う前に**

脚立を使用する際は、作業前チェックリストを確認し、作業現場での安全な作業を行うことが大切です。

**作業前(10)のチェック!**

(作業前チェックリスト)

年月日	天気(晴・曇・雨・雪)	確認担当者
現場名	確認担当者	

現場名 確認担当者

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止め金具を確実にロックしている
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑り止めの性能を確認している
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業しない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

【作業現場での注意事項】

1. 作業現場での注意事項
2. 作業現場での注意事項
3. 作業現場での注意事項
4. 作業現場での注意事項

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

## ポイント5 車両系建設機械等使用時の労働災害防止対策

### ☑ 有資格者による作業を徹底すること

- ・車両系建設機械の運転は、その種類、機体重量に応じ、**有資格者が行い**、必ず資格証を携帯する  
<機体重量3 t 以上>

車両系建設機械運転技能講習(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(解体用)修了者

- <機体重量3 t 未満>

小型車両系建設機械運転特別教育(整地・運搬・積込み用及び掘削用)(解体用)修了者

- ・作業指揮者、監視人、交通誘導員等は、事業者から指名されたものが行う

### ☑ 作業開始前点検の実施

- ・機体の安全装置が有効に機能するか
- ・ブレーキ、クラッチ、バックミラー等に異常、損傷、欠落がないか
- ・オイル漏れ、ボルト・ナットのゆるみ等の異常がないか
- ・運転席に不要なものを置いていないか

### ☑ 作業範囲内の立入禁止

#### ①関係者以外の立入禁止

- ・作業前に立入禁止を周知徹底する
- ・安全作業通路を確保する

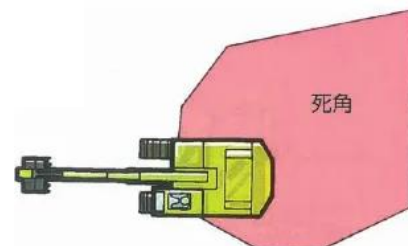
#### ②第三者への立入禁止措置

- ・う回路を設置する
- ・交通誘導員を配置し、歩行者・自転車の安全を確保する
- ・作業危険範囲に立入禁止柵等を設ける



### ☑ 死角の範囲の確認

- ・運転手から見えない“死角”があることに注意する
- ・施工範囲に立ち入る際には、相互合図確認（グー・パー運動等）を行う



### ☑ 重機の転倒、転落防止

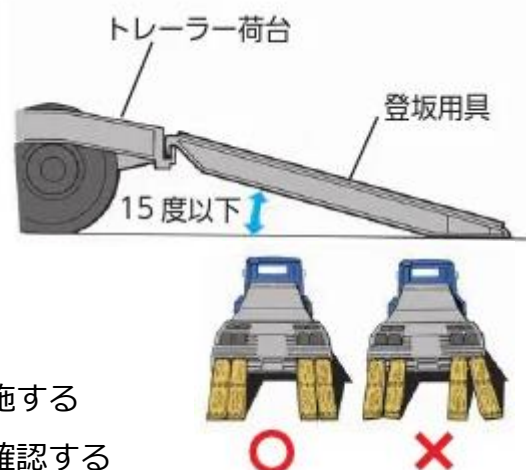
- ・軟弱地盤、特に降雨後は、地盤の状況を確認し、必要に応じて敷鉄板の設置等を行う
- ・路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落による危険が生じるおそれのあるときは、誘導員を配置する

- ・転倒時運転者保護構造(R O P S)を有する機体を使用する
- ・シートベルトを確実に使用する

### ☑ 移送時の留意点

- ・機体の積降し作業は、平坦な場所で適切な設備を使用し、責任者の指揮のもと実施する

- ・作業区域内は、立入禁止の措置をする
- ・機体の移送用車両は、ブレーキをかけ、タイヤの歯止めを実施する
- ・積込み終了後は、ドラグ・ショベルの歯止め固定等の状態を確認する



☑ クレーン機能付きドラグ・ショベルの作業

**技能講習終了証等の偽造に注意!**

- ◆必ず原本確認
- ◆記載不備、矛盾点がないか点検
- ◆疑わしい場合は、発行元に照合
- ◆偽造が判明したら労働局に連絡

**法令上の位置づけ**

・労働安全衛生法施行令に掲げる「**移動式クレーン**」にも該当する  
したがって、労働安全衛生関係法令の**車両系建設機械**及び**移動式クレーン**に係る規定の**両方が適用**される。

**●クレーン作業を行う場合**

**■ドラグ・ショベルを運転操作する場合**

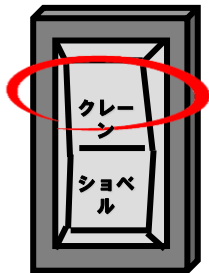
つり上げ荷重 5 t 以上	移動式クレーン運転士免許
つり上げ荷重 1 t 以上 5 t 未満	小型移動式クレーン運転 技能講習修了者
つり上げ荷重 1 t 未満	小型移動式クレーン運転 特別教育修了者

機体質量 3 t 以上	車両系建設機械運転 技能講習修了者
機体質量 3 t 未満	車両系建設機械運転 特別教育修了者

- ・構造要件についても、車両系建設機械構造規格及び移動式クレーン構造規格の**両方が適用**される。
- ・クレーン作業時は、クレーンモードに切り替える

**クレーン作業を行う際は**

①作業モード切り替えスイッチをクレーン側に切り替える

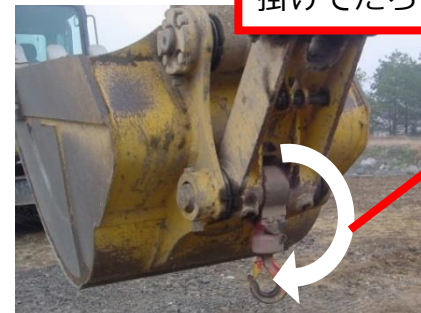


移動式クレーン構造規格に規定する安全装置が有効になる

②フックを引き出す



ショベル作業時 (格納されている)



クレーン作業時 (フックを引き出す)

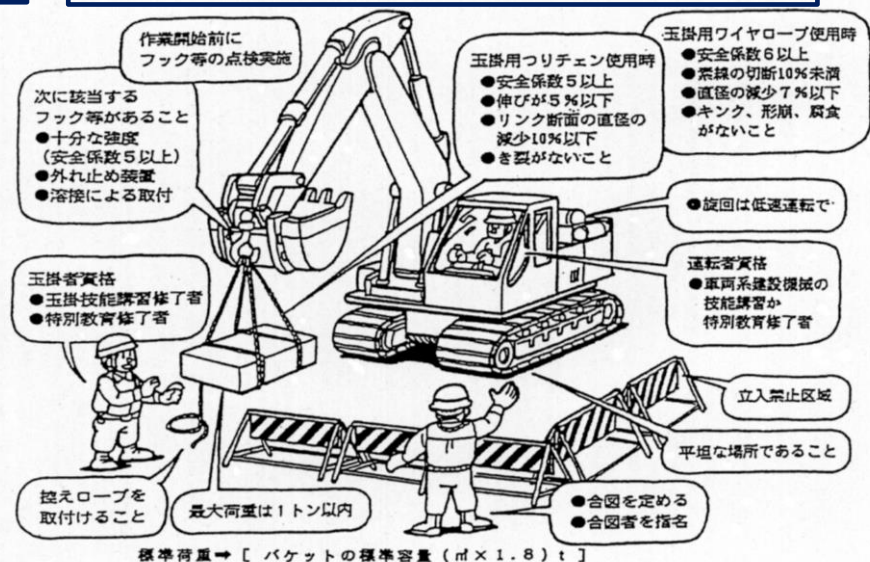
- ・作業開始前点検、作業範囲内の立入禁止措置を実施する
- ・**原則として荷をつり上げたまま走行しない**  
ただし、走行可能な仕様の場合にはメーカーの取扱説明書どおり使用する (以下の場合に限定)

① 作業の性質上やむを得ないとき、または安全な作業の遂行上必要なとき

② 安全確保措置として、図の事項すべての措置ができていない場合

・土砂崩壊による危険をなくするため、一時的に土止め用矢板・ヒューム管などを吊り上げる作業

・移動式クレーンを搬入して作業すると、作業場所がより錯綜して危険が増す場合

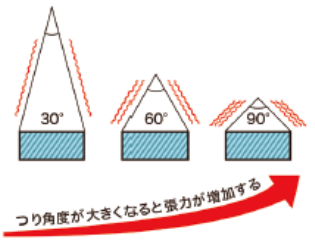


標準荷重⇒ [ バケットの標準容量 (m<sup>3</sup> × 1.8) t ]

☑ **安全な玉掛け作業の徹底**

- ・有資格者による玉掛け作業の徹底  
→有資格者が誰であるかヘルメットへの有資格者シールの貼付や掲示板への掲示等を行うこと
- ・玉掛け用具の点検を徹底し、使用荷重の範囲内で作業を行うこと

	技能講習	特別教育
つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンを使用した玉掛けの業務	○	×
つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンを使用した玉掛けの業務	○	○



**重要ポイント**

**玉掛け作業の3・3・3運動の徹底**



**ポイント6 その他の労働災害防止対策**

☑ **土砂崩壊災害防止対策の徹底**

- ・現場の事前調査結果に基づき計画を作成
- ・地山の崩壊、土石の落下の危険のある場合は、土止め支保工等を設ける
- ・掘削時は安全勾配に留意する
- ・作業に応じ、作業主任者を選任する
- ・地山の点検を実施する



←[斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン](#)  
[土止め先行工法に関するガイドライン](#) →



☑ **熱中症予防対策**

- ・暑さ指数（WBGT値）の把握
- ・暑熱順化プログラムの実施
- ・緊急時の対処方法、連絡体制の整備、確認
- ・定期的な水分、塩分補給
- ・通気性、透湿性の良い服装
- ・こまめな休憩の取得



←[ポータルサイト「職場における熱中症予防情報」](#)  
[熱中症予防のための情報・資料サイト](#) →



☑ **電動工具等の適切な使用**

- ・携帯用丸のこを使用する場合  
→安全カバーを番線等で固定しない  
→キックバック防止のため丸のこの真後ろに立たず、ハンドルをしっかりと持ち、安定した場所で作業する  
→特別教育に準じた安全教育修了者が行う
- ・エンジンカッターを使用する場合  
→防振手袋、防じんマスク等保護具を着用する  
→ハンドルをしっかりと持ち、刃の上部4分の1を使用しない

☑ **蜂刺され対策**

- ・岩手県では令和6年に蜂刺されによる死亡災害が発生している  
→蜂毒アレルギーの検査を行い、陽性のものは医師に相談の上、処方された自己注射器（商品名：エピペン®）を携行する。  
→適切な保護具（防護手袋、防虫網等）、服装（黒色を避け肌は露出しない）で作業する  
→抗ヒスタミン軟膏

[盛岡監督署「蜂刺されによる労働災害防止対策の徹底について」](#) →



[建設業労働災害防止協会特設ページ「復旧・復興工事安全衛生確保支援サイト」](#)



[岩手労働局「令和7年岩手県大船渡市における大規模火災」関連情報ページ](#)



[大船渡監督署からのお知らせ](#)

